

何のため？誰のための三施設合築？ 児童福祉センターは大丈夫？ 報告書

京都市三施設合築方針を考えるフォーラムVol.2
何のため？誰のための三施設合築？
児童福祉センターは大丈夫？
【日時】12月5日(土) 13時30分～
【会場】こどもみらい館 第2研修室(4F) 定員48人・先着

①基調報告「三施設合築問題の経過」と
「児童福祉センター」をめぐる制度的背景
②リレートーク
私たちが求める京都市児童福祉センターの
機能拡充と京都市方針への不安・疑問

主催：京都市3施設の合築方針を考える実行委員会
京都障害児者の生活と権利を守る連絡会、子どもたちの保育・療育をよくなる会、きょうされん京都支部、京都のリハビリ
事務局・京都社会保険推進協議会 Tel. 075-801-2526 fax 075-811-6170

京都市三施設合築方針を考えるフォーラム Vol.2
何のため？誰のための三施設合築？
児童福祉センターは大丈夫？

日時 12月5日(土) 13時30分
会場 京都市こどもみらい館第2研修室

★司会：坪倉吉隆さん(子どもたちの保育・療育をよくなる会)

13時30分 開会

①基調報告「三施設合築問題の経過」と「児童福祉センター」をめぐる制度的背景
報告者 … 今井陽一さん(京都市職労民生支部)

②リレートーク
私たちが求める京都市児童福祉センターの機能拡充と京都市方針への不安・疑問
Ⅰ. 京都市児童福祉センターの歴史とはたしてきた役割と課題
報告者 … 池添素さん(京都障害児者の生活と権利を守る連絡会)
Ⅱ. 小児科医からみる児童福祉センターの意義
報告者 … 京都府保険医協会
Ⅲ. 親の願い、子どもの願い
報告者 … 市原真理さん(子どもたちの保育・療育をよくなる会)
Ⅳ. 新たな「京都方式」へー発見前支援の大切さー
報告者 … 津田明彦さん(京都市職労民生支部・京都市児童福祉センター分会)

③フロア発言・討論
・京都市地域リハビリテーション推進センターの現状 一桑壮彦さん
・こころの健康増進センターの現状 井上淳美さん

④まとめ 渡邊賢治さん

15時30分 閉会(よてい)

主催：京都市3施設の合築方針を考える実行委員会

京都障害児者の生活と権利を守る連絡会、

子どもたちの保育・療育をよくなる会

きょうされん京都支部

京都のリハビリを考える会 事務局・京都社会保険推進協議会

Tel 075-801-2526 fax 075-811-6170

何のため？誰のための三施設合築？ 児童福祉センターは大丈夫？



日 時 12月5日（土） 13時30分
会 場 京都市こどもみらい館第2研修室



私たち「京都市3施設の合築方針を考える実行委員会」が開催した、「京都市のすすめる三施設合築」（京都市地域リハビリテーション推進センター・京都市こころの健康増進センター・京都市児童福祉センターの「合築」化）について考える「フォーラム Vol.2」の内容をご報告いたします。

私たちの主催するフォーラムは、2015年2月に続き2度目となりました。

フォーラムには実行委員会団体のメンバーをはじめ、京都市地域リハビリテーション推進センター（市リハセン）、京都市児童福祉センター、京都市こころの健康増進センターの関係者等が集まりました。

今回は、京都市が合築を予定する3施設のうち、「児童福祉センター」をめぐる問題がメインテーマです。

フォーラムは、坪倉吉隆さん（こどもたちの保育・療育をよくする会）の司会で進行しました。

三施設合築問題の経過と児童福祉センターをめぐる制度的背景

今井陽一さん（PT・京都市職労民生支部）

はじめに実行委員会から「三施設合築問題の経過と児童福祉センターをめぐる制度的背景」と題し、今井陽一さん（PT・京都市職労民生支部）が基調報告しました。

● 発言の概要

今井さんは、市リハセンのセラピストとして臨床現場に従事し、京都のリハビリを考える会のメンバーとして附属病院廃止反対運動の先頭に立ってきた立場から、3施設合築問題の経過を報告し、市方針の問題点を指摘しました。

ことの発端

合築対象となった京都市3施設は、いずれも長い歴史と意義のある施設です。

今回の合築問題が持ち上がった直接の



基調報告する今井さん

きっかけは2012年のことでした。

門川京都市長は、市社会福祉審議会（会長・森洋一氏）に「今後のリハビリテーション行政の在り方」を諮問し、翌年、審議会が市リハセン附属病院と補装具政策施設廃止を答申しました。

答申では「障害のあるすべての市民のための総合相談窓口機能を」「3障害（身体・知的・精神）及び高齢者を統合した地域リハ事業の推進を」との文言が書き込まれました。これが、三施設合築問題の発端となった文章です。

今の段階

今、合築方針は着実に進められており、2015年3月の市リハセン附属病院廃止、同年9月のこころの健康増進センターの市リハセン内への移転（合築終了までの経過的な同居）の段階までできました。

今後、2016年4月に青葉寮（情緒障害児短期治療施設）が民営化（に伴う移転）されることが既に決まっています。

それ以降、合築に向けた「調査、設計、工事」が進められる見通しです。漏れ聞こえる情報ではその目途は5年後といわれていますが、はっきりしていません。

合築方針への疑問と問題点

合築方針にまつわる問題点としては、

- ・「障害者相談機能の充実」なる言葉が、三施設の合築・集約化にすり替えられてしまったこと。
- ・リハビリテーション医療の実情を十分に調

査・認識もせず、附属病院閉院を決めてしまったこと。

- ・合築予定地である御前松原の土地は、現三施設の総面積より狭く、機能縮小が懸念されること（当局は教育福祉委員会へは敷地は足りると報告した）等です。

児童福祉センターと「医療面の差」

とりわけ、児童福祉センターは市リハセンやこころの健康増進センターと違い、障害のある子どもたちだけが対象の施設ではありません。

第一、児童福祉法に定める児童相談所があります。ですので本来は、「障害」だけに着目して合築するという話は成り立ちません。その認識すら京都市にあるのかどうか疑問です。

児童福祉センターの発達相談課・診療療育課では、発達障害の検査・診断及び療育を行います。こころの健康増進センターも精神科の診察及びデイケア事業を行っています。しかし、附属病院廃止後の現・市リハセンは、診療所は有しており、年金診断や補装具に関する診察は可

(1) 相談所機能

児童福祉センター	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法
	児童相談所	児童福祉法
地域リハビリテーション推進センター	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法
こころの健康増進センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉法

・リハセン、こころの相談所機能が、障害者に関するもののみであるのに対し、児福センターは知的障害者更生相談所に加え、児童相談所という児童全般の相談機能も持っている。

(3) 障害福祉サービスの窓口機能（申請受付～支給決定）

障害福祉サービス	窓口（受付・決定）	審査、判定
身体・知的障害福祉サービス（難病、18歳未満の短期入所除く）	各区の福祉事務所	障害保健福祉推進室 地域リハビリテーション推進センター
精神障害福祉サービス 身体障害福祉サービス（難病）	各区の保健センター	こころの健康増進センター
18歳未満の短期入所、日中一時支援、 障害児支援（児童発達支援、放課後等デイ、 障害児入所施設）	児童福祉センター	児童福祉センター

・リハセン、こころが審査や判定を行う障害福祉サービスについては、各区で相談、受付、決定が行われる。
・児福センターでは、児童に関わる一部の障害福祉サービスについて、相談、受付、決定を行っている。
特に、児童発達支援の利用調整は、基本的に児福センターで行うこととしている。（京都方式）

能ではあるものの、身体障害の検査や診断は行えない施設になっています。また、支援施設での自立訓練はありますが、対象が高次脳機能障害のみに限られ、治療はできません。

以上のように、医療的な側面での「差」が、3施設には厳然と存在しています。これが合築でどうなるのでしょうか。ある障害は治療までできるが、ある障害は治療できない、ということになるのでしょうか。

ワンストップ化とは何か

障害福祉サービス相談窓口の「ワンストップ化」が、京都市の合築方針の「売り」です。

しかし、基本的なことですが、今、身体・知的障害の相談窓口は、各区の福祉事務所であり、精神障害と身体障害のうち難病の患者さんについては、各区の保健センター（旧保健所）が窓口になっています。

つまり、相談業務・サービス支給決定を、こころの健康増進センターや市リハセンが担っているわけではないのです。現状の機能のまま、建物だけ合築しても、障害のある人の相談窓口はワンストップ化されるはずがありません。

リレートーク

私たちの求める京都市児童福祉センターの機能拡充と京都市方針への不安・疑問

基調報告に続き、「私たちの求める京都市児童福祉センターの機能拡充と京都市方針への不安・疑問」をテーマにリレートークを行いました。

報告者は、池添素さん（京都障害児者の生活と権利を守る連絡会）、渡邊賢治さん、市原真理さん（こどもたちの保育・療育をよくする会）、津田明彦さん（京都市職労民生支部・京都市児童福祉センター分会）です。

大体、京都市は「ワンストップ化」と言っていますが、この言葉にはきちんとした定義があり、「そこですべての用事が片つく」という意味です。そうした意味で、もともと、市リハセンとところは、ワンストップ施設ではないのです。

ただし、児童福祉センターは少し事情が違います。児童に関わる一部の障害福祉サービスについて、相談・受付・支給決定を行い、療育の場もあります（ワンストップ）。

特に、児童発達支援の利用調整は基本的に児童福祉センターで行われ、これが「京都方式」なる市独自の仕組みです。

三施設合築に関し、私たちが考えるべき論点を提起したいと思います。

- ① **合築によってそれぞれの施設の機能は充実するのか？**
- ② **3障害や児・者の相談支援がワンストップ化するのか？**
- ③ **合築だけが目的化しているが、その前に解決すべき課題があるのでは？**

●池添さんの発言概要

「京都市児童福祉センターの歴史とはたしてきた役割と課題」

京都市児童福祉センターは、1931年の京都市児童院として出発しました。

当初は助産・診療事業、児童健康相談、児童心理相談、母性児童保護相談を担い、特に収入の少ない世帯を対象にしており、貧困対策の側面もあったようです。

1956年の法改正で、政令指定都市に児童相談所が設置されることになり、京都市児童院が法的に位置づけられました。この時から、産院だけでなく、複数の機能を持つことになりました。

1960年には、児童相談所にあった産婦人科を京都市立病院に移管（現在の京都アスニーが所在地）しました。

1972年から、小規模ながら障害への取組が開始され、児童精神科・聴覚言語指導等が開始されました。それに伴い、精神科医師（笹川先生・小児精神科医）とST（益川氏）が配置されました。

1982年になって、名称を児童福祉センターと変更し、機能拡充しました。この背景には京都市社会福祉審議会の答申と現場と民生局の議論がありました。こうして児童福祉センターは児童相談所機能・診療機能・療育機能を持つ施設となりました。児童相談所機能でいうと、当時、虐待は今ほど社会問題にはなっておらず、非行・不登校相談が多かったようです。

またこの時、新たに開設した療育施設「こぐま園（1982年1月16日開設。知的障害児通園施設※当時は「精神薄弱児通園施設」）について、既に民間で療育事業を担っていた事業所から（自園の子どもたちが奪われるとの経営的な心配から）

反対がありました。

しかし結果的には、こぐま園の開設が市全体のニーズを掘り起こすこととなり、民間の古参園も満員になったそうです。また、「うさぎ園（同日開設。難聴幼児通園施設）」も開設されました。同時に、京都市独自の療育事業である「総合療育事業」（カンガルー教室・ライオン教室）が実施され、保育所に通いながら、児童福祉センターに週何回か通園する「並行通園」が定着しました。

これらでさらにニーズが掘り起こされ、300人を超える通園児となり、とうとう現場がパンク状態に陥りました。

そこで、「南部地域に第2児童福祉センターを」との市民運動がおこりました。こどもたちの保育療育をよくする会の発足です。労組も巻き込んだ署名運動が展開され、深草・藤森地域に京都市児童療育センターが開設されました。

相談・診療・療育まで担う、まさに「ワンストップ」の施設の誕生でした。

2001年には、児童相談所に虐待対応機能が設置され、機能強化がなされました。

2005年には、児童福祉センター内に「発達相談所」が設置されました。児童相談所機能と分離・独立したことになります。

ちょうどその頃、障害者自立支援法が施行されました。応益負担・日払い・保護者による個別利用契約（措置から契約へ）と大きな制度転換でした。

2012年には第2児童福祉センターが設置されました。これは本来、私たちの求めていたことでした。しかしこれを機に、診療科が第2児童福祉に移管される等、南部の児童療育センターは療育機能縮小となります。また軌を一にして児童福祉センターのこぐま園・カンガルー教室が

民間移管となりました。

そして同時期、改正児童福祉法施行で障害児支援の一元化が図られ、施設名称が「児童発達支援センター」や「児童発達支援事業所」に変更されました。個別利用契約の導入で、障害のある子どもたちがサービスを受ける仕組みが、大きく転換されたのです。

そして今日、京都市にも誕生してきた子どもたちの「単独通園」施設や保護者を通う「親子通園」施設と様々な民間施設も、京都市児童福祉センターが統括しています。今なお、京都市児童福祉センターは子どもたちと親子にとって、最前線であり、拠点です。そして児童福祉に対する自治体の責任を果たす現場です。

一方、京都市児童福祉センターは、「指月寮」の民間移管に始まり、今日に至るまで、徐々にその機能を民間委託・廃止されてきました。単費事業として実施してきた総合療育事業も今年で廃止されるといいます。

そしてとうとう、三施設合築方針により、児童福祉センター本体の将来が危ぶまれることになってきている。これが今日の状況といえるでしょう。

● 渡邊さんの発言概要

「小児科医からみる児童福祉センターの意義」

私は肛門科の医師であり、あまり児童福祉センターは関係がないのかな、と思ってきました。

しかし昨日、自院のスタッフが「児童福祉センターはなくなるのか？」と聞いてきました。彼女も児童福祉センターにお世話になっていたのです。身近に児童福祉センターに助けられた人がいたのです。

さてここでは、京都府保険医協会理事である2人の小児科医の先生からいただいたコメントを紹介します。

保険医協会理事の森先生は次のように書かれています。

小児科開業医は日常診療において、発達遅滞・発達の偏り（自閉症スペクトラム・ADHD・LD）といった子どもたちと接する機会が少なくない。しかし、診断・療育を一般診療所が取り組むには大きな問題がある。実際には、ほとんど児童福祉センターに頼っている。

発達障害への対応は、高い専門的知識を持って取り組まねばならない。専門家でも1名の患者さんに指導するのに30分～1時間程度はかかる。そのためのスペース・人・時間の確保が難しい。また、発達障害の診断には、専門的な知識のある臨床心理士などによる発達検査が大切な指標になる。しかし一般的な小児科の診療所には、それを行うスペースも人も時間も無い。何ら支援する手立てもなしに「発達障害」だと告げるだけでは、かえって患者さんを傷つける。

三施設合築によって児童福祉センターがどうなるのか、現時点で京都市は具体的な内容を明らかにしていないが、それが規模の縮小につながるなら、方向が逆である。発達障害の疾病概念が確立するにつれ、むしろ児童福祉センターのニーズはますます拡大することが予想される中、その機能は充実していくべき。

また、同じく協会理事の有井先生からも「参考資料」としてメモをいただいています。

子育て・子育ての困難が広がる背景には、雇用・貧困・介護等、社会的背景がある。とりわけ喫緊の課題として虐待の問題があり、発達特性のある子どもたち

の生きにくさ、二次障害の問題がある。これらは、乳幼児期・学童期にはもちろん、思春期・青年期・大人になってからも難しい状況が次々と起こり、生涯に影響が及ぶ。

そうした中、時代のもっとも大切な部分を担ってきたのが京都市児童福祉センターである。その更なる充実、人々の生きる「質」を大きく変える。

児童福祉センターは、全国でも数少ない診療所併設型の児童福祉センターであり、全国に誇るべきもの、日頃から、大変お世話になり、スタッフの方々の働きにいつも敬服している。それでも需要にはとても間に合っておらず、拡大・拡充はあっても、縮小するというのは現状認識の欠如という他ない。

●市原さんの発言概要

「親の願い、子どもの願い」

こどもたちの保育・療育をよくする会は、22年前に結成した保育士・療育施設職員・保護者がいっしょに活動する会です。私たちは2012年に『療育っていいな』（かもがわ出版刊）を出版しました。この本は、京都市内の療育施設に通う保護者へ実施したアンケートに寄せられた声で構成しています。

この本に書かれているコメントをいくつか紹介しましょう。

「療育という言葉すら知らなかったの、療育＝障害というマイナスイメージが強く、正直なところ、通わせたくなかった」

「療育という言葉すら知らなかったの、こういう場に通えてうれしかった。反面、自分の子にレッテルを貼られたようで悲しかった」

「年少の頃、お友だちの顔をひっかい

たりしていた。…改善策がわからず、気持ちが病んでいた」

「中々関係機関を紹介してもらえず、もどかしかった」

「発達検査を受けるのは自分の子育てを評価されるようで抵抗があり、一度キャンセルした。しかし、実際に受けてみると、発達の特徴が行動にあらわれていることがよくわかった。何より、育て方のせいではないといわれて気持ちが楽になった」

このように、保護者は療育につながるまで不安な気持ちで過ごしています。

療育につながるのは、乳幼児健診や保育園・幼稚園、あるいは保護者自身の気づきがほとんどです。

京都市ではまず、発達相談所を紹介され、受付し、CWの家庭訪問があり、発達検査、小児科受診を経て、療育につながるようになります。

しかし今、それぞれの段階で待ち時間がかなりあるのが現状です。

たとえば療育施設は、4月時点では満員になります。これは、「日払い制度」により、常に満員にしておかないと施設経営が回らないからです。

ちなみに私の勤務する事業所は、在籍児が75人います。

その子たちのほとんどが1歳半検診で何かしらの発達の遅れや偏りを指摘されていました。にもかかわらず、実際に療育につながったのは4歳を過ぎてからという子がほとんどです。つまり、発見から療育につながるまでの時間がかかりすぎているのです。この期間の保護者の不安は非常に大きいものがあります。

現在、通所の療育施設は、制度上の名称として「児童発達支援センター・児童発達支援事業所」があります。

通園形態は、保護者児童通園＝在宅・並行通園（保育園・幼稚園に通いながら）と単独通園があります。

今日、希望していても、療育施設に入れない子どもがたくさんいます。

何度も話に出ている「京都方式」は、すべからく発達相談所が入口になって、「今、療育の必要な子どもが京都市内に何人いるか。どこの事業所に空きがあるのか」を、発達相談所（京都市自身）が

徳事業者」も出現しているようです。

この方式では、相談支援事業所につながった子どもたちだけが、行政の把握するところとなり、つながることのできなかったニーズは、誰にも把握されることがないという問題があります。

京都市は今後の障害児支援について必要量の見通しを示しています。

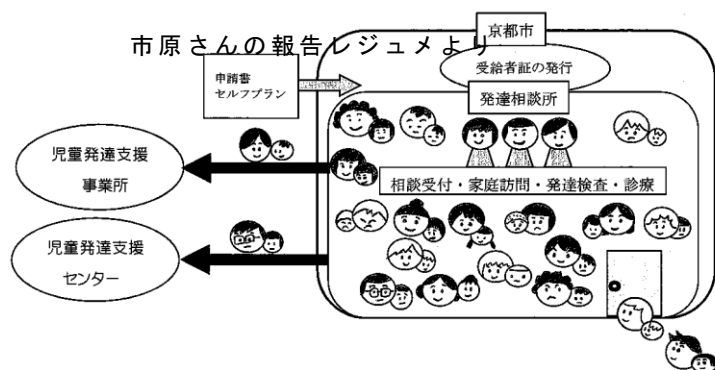
そこでは、平成 26 年から 29 年度にかけて必要量の増加が見込まれています。

京都市としては、対応策として、①事業所設置補助と②既存事業所の療育スケジュールの見直し等により、利用希望者へ支援が行き渡るように努める一としている（②の詳細は不明。今後市交渉で明らかにする）。しかし、そもそもその見込み数は少なすぎます。

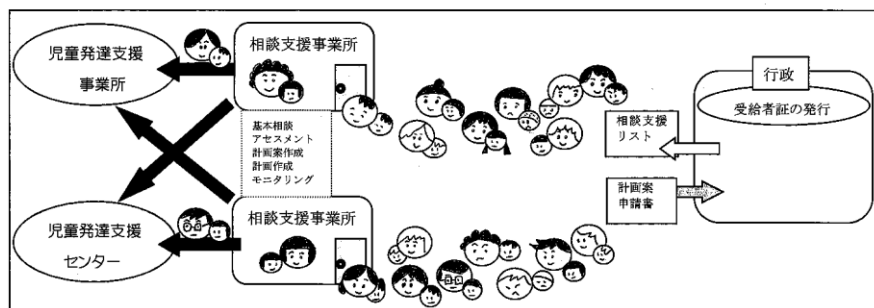
親の願い・子の願いは「障害者福祉」制度を適用するのではなく「児童福祉」

2. 京都方式とは

● 京都方式



● 障害児相談支援活用の一例



つかみ、事業所とつないでいくやり方のことです。

一方、2012 年から国制度として開始されたのが「障害児相談支援事業」です。

これを活用する場合は、行政が事業所のリストを保護者に提示し、保護者が自分で契約します。相談・アセスメントを担うのは相談事業所であり、行政の役割は支給決定と受給者証交付です。

制度スタート以来、全国で様々な実態が報告されています。残念なことに、「悪

施策です。

障害者自立支援法の施行以降、療育を規定した児童福祉法の施策にもかかわらず、大人の仕組みが子どもの制度に持ち込まれています。

しかし子どもは、「自立以前」の存在であり、その土台をつくる時期です。

また子どもは、保護される存在です。したがって、療育は児童だけでなく、保護者支援と両輪で進めないと、成立しません。

児童という時期に着目した支援をせずに、障害という角度でのみ着目してしまえば、「落ちていくもの」がたくさんあります。

実行委員会と京都市との懇談で、「児童期から成人期への移行がスムーズになるのがスケールメリット」と市担当者は説明しました。

だとすれば、そんなものは建物を一つにすれば進むものではありません。むしろ連携というソフト面の強化が必要なはずです。

一方、児童福祉センターの職員さんの負担が相当大きくなっているのを私たちも感じています。

京都方式をどう考えるか。確かに、今のままではパンクするのが明らかだと思います。

京都方式の良さを活かしながら、児童相談支援をどう活用するかとの視点での検討が必要かもしれません。

たとえば、制度上は市町村自身も相談支援事業者になれます。そこで京都市が独立して、公的に相談支援部門を担うのも一つの道かもしれないです。また、もしも民間の相談支援事業所を活用するならば、「自立支援協議会」の役割をもっと重視せねばなりません。

いずれにせよ、必要な支援が、必要な人に、必要な時期、必要な量、届くようにするのが、親の願いです。

それが京都市の仕事であり、合築ありきで検討せず、現状を分析し、そこからスタートすべきです。

●津田さんの発言概要

「新たな『京都方式』へ」

私は、児童福祉センターの「診療療育科」に臨床心理士として勤めています。先日、児童福祉センター内で組合レベル

市原さんの報告レジュメより

(5) 障害児支援 **新規**

(上段：利用者数, 下段：延べ利用日数 (1月当たり))

区 分	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度
放課後等 デイサービス	814 人	1,020 人	1,226 人	1,432 人
	5,088 人日	6,376 人日	7,664 人日	8,952 人日
児童発達支援	1,444 人	1,533 人	1,622 人	1,711 人
	7,770 人日	8,249 人日	8,728 人日	9,207 人日
障害児相談支援	0 人	95 人	190 人	285 人
障害児入所施設	35 人	41 人	41 人	41 人

(確保のための方策)

- 事業所設置促進補助の継続及び療育スケジュール見直しによる待機解消
- 地域格差解消及び医療的ケアの可能な事業所の設置促進
- 相談支援専門員の養成促進及び事業所への指定取得勧奨

の合築勉強会を開催しました。

席上、虐待対応の係長から「京都方式を今後も続けるなら、移転・合築でなく、東西南北4つのセンターが必要だ」との発言がありました。

職員は深夜1時、2時まで対応しています。虐待通告・対応が減ることはありません。

京都方式は、センターがすべての相談を把握することで、京都市全体の子育て相談のニーズが把握でき、利用者や子どものニーズに合わせた支援ができるのが最大のメリットです。

しかし実際には、相談件数の増加により、ニーズに応じたケースワークができないことや、相談待機・療育待機が増加していること。また、国の方針と合わないなどの困難が生じてきています。

受給者症の発行も、平成24年766件だったものが26年に1217件になりました。

療育手帳の判定数も増えています。

虐待通告件数も全国的に増えています。

ところで、平成12年に国の「教育改革国民会議」で、教育関係「有識者」が、「しつけ3原則」(①甘えるな ②他人に迷惑をかけるな ③生かされて生きるこ

とを自覚せよ)、「子どもを厳しく飼い馴らす必要がある」と驚くべき発言があり、それが堂々と内閣府のホームページに掲載されています。

そんな子育て観や子ども観が許容されていることが背景にあって、今日の日本での子育ての困難はあるのではないのでしょうか。

本当に「助けを求めない人」「自立した人」「迷惑をかけない人」に子どもを育てても良いのでしょうか。

アメリカでは、虐待や犯罪予防は「愛着関係」が大切であり、虐待発覚後ではない、妊娠期からの取組が必要とされています。

しかし、日本では今日の支援の在り方が、基本的にすべて「発見後」です。

児童相談所なら「虐待発見後の支援」、警察も「犯罪発見後の支援」、早期発見・早期療育も「子どもの発達の弱さの発見後の支援」というように、です。

しかし「発見後の支援」だけでいいのでしょうか。

実のところ虐待発見後支援の段階では、すでに子どもも親も「深く傷ついている」ので、支援も困難であり、長期化します。子どもの発達の弱さを指摘されたら、子どもの成長の見通しがもてなくなった親は、将来への不安が高まります。ですから、子どもの「個性」を前向きにとらえられるようになるまで時間がかかるのです。

発達の弱さの有無に関係なく、不安が高い、不適切な養育環境などで育ってきた保護者に対し、厳しく育てるのではなくて、「**子どもの気持ちによりそう子育て**」をすればいいんですよ、ということを伝えることができれば、発達の弱さがわかった後でも支援が途切れることなく「親

の気持ちによりそった支援」がしやすくなります。

それが虐待予防につながるのではないのでしょうか。

発達の弱さの有無に関係なく、地域で家族丸ごとを支援する仕組み（ネウボラ）をフィンランドでは導入しています。

こうした取り組みがあることも踏まえ、今後の発達支援の在り方を考えたとき、現状では、発見前支援を担えるのは地域（園・療育・学校等）しかありません。すなわち、児童福祉センターは「発見後支援・福祉施策」、地域が「発見前支援」を実施する。私自身は、今の京都方式を続けるよりも、新たな京都方式をつくるのが大切だと思います。

親子が傷つく前に、支援することが大切なのです。

京都市の三施設合築方針には何のビジョン也没有ありません。今後、そのビジョンを京都市が示してきたとしても、それは後づけにすぎません。

本質的・基本的な問題を捉え、政策は検討されるべきだと思います。

●フロア発言

フロアからは3人の方が発言しました。

市リハセン看護師の一条さんは、附属病院廃止の経過と、現在のリハセンの現状について報告しました。

高次脳機能障害支援に特化した施設のニーズは高いが、利用可能対象者が限定されている（センターが医療機能を持たないため）。セラピストが臨床を失い、「事務作業」におわれ、専門職として成長・洗練されなくなっている。市リハセンに求められるのは合築でなく、「リハビリのできる場」と「専門職の臨床の場」だと考える。

続いて、こころの健康増進センターの状況について保健師の井上さんが報告しました。

市リハセンへ移転したこころの健康増進センターについて、「場所が便利になった」との声がある一方、執務室のレイアウトや会議室がないこと等のハード面の問題が指摘されている。現場からは「なぜ合築するのか」との声がある。合築は

現状から出発して考えられた方針ではない。

最後に児童福祉センターの一時保護所の保育士である秋田さんも発言しました。

京都市は子どものことを考えずに子どもにかかわる施策を進めている。まだ時間はある。私たちの声を伝えたい。

●まとめ

最後に、京都社会保障推進協議会議長の渡邊さんがまとめを行いました。

今日のフォーラムで明らかになったのは、三施設を合築しても、それぞれが抱えている問題・課題を解決することはできないということです。

今、雇用破壊、貧困の深まりといった、国の政策によって生み出された困難が、ひとたび家庭に降りかかれば生活自体が成り立たなくなります。

こうした社会背景があって、児童福祉センターの必要性・存在意義は高まっています。

一方で、児童福祉センターの機能は需要に追いついていません。

児童福祉センターの機能は、拡充する方向しかありません。縮小などは、絶対に考えられないはずです。

今、子どもたちの発達を、文字どおりワンストップで支えている京都市児童福祉センターは、第3センター、第4センターと、京都市全域にその数を増やしていくしかないではありませんか？

それが私たちが運動を通じて求めるべき方向性だと考えます。

京都市はためらいもなく、これまで培ってきた施策を破壊しつづけています。

さらに、一度方針を固めると、京都市は決して転換しません。そのことを私たちは市リハセン附属病院廃止をめぐる運動で痛感しました。

だからこそ、京都市が方針を固めてしまうまでに、私たちの意見を届ける必要があります。

子どもたちのために、私たちの提言をまとめ、拡充を求めたい。

そんな決意を新たにするフォーラムになりました。

みんなで、知恵と力を出し合っていきましょう！

(終わり)